



自動車NOx・PM法の 車種規制の概要について

環境省・国土交通省

も く じ

自動車NOx・PM法成立の背景	1
「車種規制」とは	2
窒素酸化物排出基準及び粒子状物質排出基準の考え方	3
1. 「車種規制」が適用されている地域はどこですか？	4
2. 規制対象となる車はどれですか？	6
Q & A	7
3. 排出基準を満たしていない車はどうなりますか？	8
4. 排出基準を満たしていない車は、いつまで使えますか？	10
5. 「中古車」「対策地域内での転居又は転売」「対策地域外から対策地域内への転居又は転売」などの場合はどうなるのでしょうか？	12
6. 車検証のどこを見れば良いのでしょうか？	13
7. 買い換えの際の優遇措置はありますか？	14
お問い合わせ先	16

自動車NOx・PM法成立の背景

大都市地域における窒素酸化物（NOx）による大気汚染は依然として深刻な状況が続いています。これまで、工場等に対する規制や自動車排出ガス規制の強化に加え、自動車NOx法（平成4年）に基づいて特別の排出基準を定めての規制（車種規制）をはじめとする対策を実施してきましたが、自動車の交通量の増大等により、対策の目標とした二酸化窒素に係る大気環境基準をおおむね達成することは困難な状況です。

一方、浮遊粒子状物質による大気汚染も大都市地域を中心に環境基準の達成状況が低いレベルが続くという大変厳しい状況で、特に、近年、ディーゼル車から排出される粒子状物質（PM）については、発がん性のおそれを含む国民の健康への悪影響が懸念されています。このため、窒素酸化物に対する従来の対策を更に強化するとともに、自動車交通から生ずる粒子状物質の削減を図るために新たな対策を早急に講ずることが強く求められています。

こうした背景を受けて、平成13年6月に自動車NOx法の改正法（自動車NOx・PM法）が成立しました。

この法律には、一定の自動車に関して、より窒素酸化物や粒子状物質の排出の少ない車を使っていただくよう、「車種規制」という規制が盛り込まれています。この規制によって、大都市地域で所有し、使用できる車が制限されています。

このような対策の実施には、皆様のご協力が不可欠です。大都市の大気汚染の改善のため、よろしくご理解とご協力をお願いします。

二酸化窒素（NO₂）

高濃度で呼吸器に悪い影響を与えるほか、酸性雨や光化学オキシダントの原因物質になると言われています。

浮遊粒子状物質（SPM）

大気中に長時間留まり、高濃度で肺や気管などに沈着して呼吸器に悪い影響を与えるほか、発がん性のおそれが指摘されています。

「車種規制」とは

車種規制とは、自動車NOx・PM法の窒素酸化物対策地域及び粒子状物質対策地域（以下「対策地域」といいます。）に指定された地域で、トラック・バス等（ディーゼル車、ガソリン車、LPG車）及びディーゼル乗用車に関して特別の窒素酸化物排出基準及び粒子状物質排出基準（以下「排出基準」といいます。）を定め、これに適合する窒素酸化物及び粒子状物質の排出量がより少ない車を使っていただくための規制です。この規制は対策地域内に使用の本拠の位置を有する新車と現在使用している車について適用されます。「使用の本拠の位置」については車検証をご参照ください。

これから、その内容を説明しますので、お手持ちの車検証と照らし合わせて読んでみてください（P.13「車検証のどこを見れば良いのでしょうか？」を参考にしてください）。

< 排出基準 >

ディーゼル乗用車	NOx : 0.48g/km (昭和53年規制ガソリン車並) PM : 0.055g/km (注)	
バス・トラック等 (ディーゼル車、ガソリン車、LPG車)		
車両 総 重量 区分	1.7t以下	NOx : 0.48g/km (昭和63年規制ガソリン車並) PM : 0.055g/km (注)
	1.7t超2.5t以下	NOx : 0.63g/km (平成6年規制ガソリン車並) PM : 0.06g/km (注)
	2.5t超3.5t以下	NOx : 5.9g/kWh (平成7年規制ガソリン車並) PM : 0.175g/kWh (注)
	3.5t超	NOx : 5.9g/kWh (平成10年、平成11年規制ディーゼル車並) PM : 0.49g/kWh (平成10年、平成11年規制ディーゼル車並)

(注) 中央環境審議会第4次答申(平成12年)において、新長期規制(平成17年から実施予定)については、新短期規制の2分の1程度より更に低減した規制値とすることが適当であるとされていることを踏まえ、新短期規制(平成14年から実施)の2分の1の値としております。

この法律に基づく車種規制の他、自治体によっては独自の規制を行っている場合がありますので御注意下さい。

窒素酸化物排出基準及び粒子状物質排出基準の考え方

大気汚染防止法に基づく自動車排出ガス規制は、車両総重量ごとに排出規制値が定められていますが、ガソリン車に対する規制値とディーゼル車に対する規制値は異なっています。自動車排出ガスによる大気汚染の状況の厳しい地域では、より排出ガスの少ない自動車を使用するようになります。

このため、自動車NO_x・PM法の車種規制によって適用される排出基準は、窒素酸化物のみならず粒子状物質の最大限の排出抑制を図る観点から、

ガソリン車への代替が可能な乗用車及びトラック・バス（3.5t以下のクラス）については、当面ガソリン車への代替を図るべく、ガソリン車並の排出基準

ガソリン車への代替が不可能なトラック・バス（3.5t超のクラス）については、最新のディーゼル車並の排出基準という考え方にに基づき設定しています。

また、大気汚染防止法に基づく従来の自動車排出ガス規制は新車に対するものですが、自動車NO_x・PM法における排出基準は、現在すでに使用されている自動車にも適用されます。すでに使用されている自動車で、排出基準を満たさないものについては、一定の期間が過ぎると対策地域内では使用できなくなります。



1. 「車種規制」が適用されている地域はどこですか？

車種規制が適用されるのは、自動車NOx・PM法の適用される対策地域です。対策地域は以下の要件を同時に満たすことを指定の考え方の基本としています。

自動車交通が集中していること

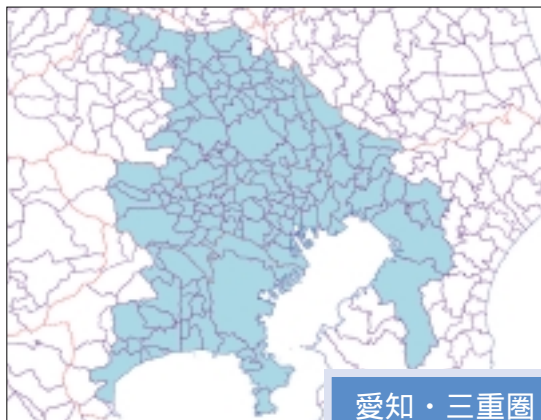
大気汚染防止法等による従来の措置（工場・事業場に対する排出規制及び自動車1台ごとに対する排出ガス規制等）だけでは、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る大気環境基準の確保が困難であること。

（注）窒素酸化物対策地域と粒子状物質対策地域とは同一のものとなっています。

対策地域 < 首都圏 >	
埼玉県	川越市、熊谷市、川口市、行田市、所沢市、加須市、本庄市、東松山市、岩槻市、春日部市、狭山市、羽生市、鴻巣市、深谷市、上尾市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、入間市、鳩ヶ谷市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、上福岡市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、さいたま市、北足立郡、入間郡大井町、同郡三芳町、比企郡川島町、同郡吉見町、児玉郡上里町、大里郡大里村、同郡岡部町、同郡川本町、同郡花園町、北埼玉郡騎西町、同郡南河原村、同郡川里町、南埼玉郡及び北葛飾郡
千葉県	千葉市、市川市、船橋市、松戸市、野田市、佐倉市、習志野市、柏市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、浦安市、四街道市、白井市及び葛東郡
東京都	特別区、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、西東京市、西多摩郡瑞穂町及び同郡日の出町
神奈川県	横浜市、川崎市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、相模原市、三浦市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、綾瀬市、三浦郡、高座郡、中郡、足柄上郡中井町、同郡大井町、愛甲郡愛川町及び津久井郡城山町
対策地域 < 愛知・三重圏 >	
愛知県	名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、蒲郡市、犬山市、常滑市、江南市、尾西市、小牧市、稲沢市、東海市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、豊明市、日進市、愛知郡、西春日井郡、丹羽郡、葉栗郡、中島郡平和町、海部郡七宝町、同郡美和町、同郡甚目寺町、同郡大治町、同郡蟹江町、同郡十四山村、同郡飛鳥村、同郡弥富町、同郡佐屋町、同郡佐織町、知多郡阿久比町、同郡東浦町、同郡武豊町、額田郡幸田町、西加茂郡三好町、宝飯郡音羽町、同郡小坂井町及び同郡御津町
三重県	四日市市、桑名市、鈴鹿市、桑名郡長島町、同郡木曾岬町、三重郡桶町、同郡朝日町及び同郡川越町
対策地域 < 大阪・兵庫圏 >	
大阪府	大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、東大阪市、泉南市、四条畷市、交野市、大阪狭山市、阪南市、三島郡、泉北郡、泉南郡熊取町、同郡田尻町及び南河内郡美原町
兵庫県	神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、芦屋市、伊丹市、加古川市、宝塚市、高砂市、川西市、加古郡播磨町及び播磨郡太子町

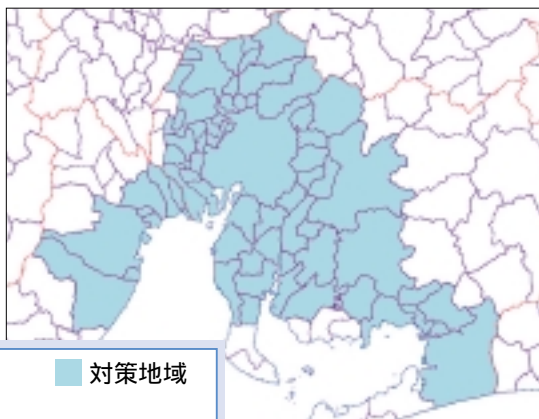
首都圏

対策地域



愛知・三重圏

対策地域



大阪・兵庫圏

対策地域

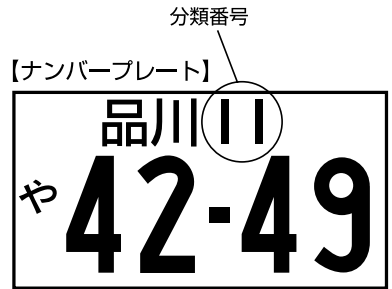


これらの地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000(行政界・海岸線)を複製したものである。(承認番号 平13総複、第136号)

2. 規制対象となる車はどれですか？

次の表に示されていますように、トラック、バス、ディーゼル乗用車及びそれらをベースに改造した特種自動車のうち、対策地域に使用の本拠の位置を有するものが規制対象車になります（「使用の本拠の位置」については、車検証をご参照下さい。）

なお、ガソリン又はLPGを燃料とする乗用車については、車種規制の対象外となります。



車種	ナンバープレートの分類番号
普通トラック	1、10～19、100～199
小型トラック	4、40～49、400～499 6、60～69、600～699
大型バス（定員30人以上）	2、20～29、200～299
マイクロバス（定員11人以上30人未満）	2、20～29、200～299 （一部、5、50～59、500～599 7、70～79、700～799）
特種自動車（トラック、バス、ディーゼル乗用車をベースとしたものに限る）	8、80～89、800～899
ディーゼル乗用車（定員11人未満）	3、30～39、300～399 5、50～59、500～599 7、70～79、700～799

レクリエーションビークル（RV）には規制は適用されるのですか？

RVには、乗用車タイプ（3、5、7、8ナンバー）と貨物車タイプ（1、4、8ナンバー）のものがありますが、乗用車タイプのもの（ディーゼル車に限る）及び貨物車タイプのものについては、いわゆる通常のディーゼル乗用車、トラックと同様に規制の対象となります。

Q&A

Q1 大切な財産である自動車を使えなくしてしまうことは、財産権の侵害に当たるのではないのでしょうか？

A1 財産権は絶対不可侵のものではなく、公共の福祉の見地から合理的な範囲内で制限を加えることは許されています。自動車NOx・PM法に基づく車種規制は、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準である環境基準を確保するために、従来からの対策だけでは環境基準を確保することができない地域に限って行われるもので、しかも、平均使用年数を参考に適用猶予期間を設定し、負担が過度に大きくならないように配慮して実施されている規制です。

Q2 対策地域外のトラックが、車種規制が開始されてからも対策地域内を走行できるのは不公平ではないのでしょうか？

A2 対策地域内で排出されている自動車排出ガスの総量から見れば、例えば、関東4都県内を走行する自動車のうち、4都県外で登録されている車の割合は1割以下と推定されており、いわゆる流入車が対策地域内の大気汚染に及ぼす影響は限られたものとなっています。また、対策地域以外の地域から流入してくる車を規制するためには、数多くの道路を常に監視しなければならず、人手と費用の負担が大き過ぎることや、かえって交通渋滞や特定の道路への交通の集中など新たな問題の原因になることも予想され、規制の対象とはしませんでした。なお、このような流入車については、指導・啓発によって車種規制に適合した車の使用を促すこととしています。

自動車NOx・PM法対策地域以外の地域において、自動車を保有されている方も、なるべく対策地域内を通らないようにするとか、より低公害な自動車を導入するなど、自動車による大気汚染の防止にご協力をお願いします。

Q3 使用過程車に取り付けてNOx・PM両方を除去し排出基準を達成できる装置はあるのでしょうか？

A3 NOx・PM両方を減少する使用過程車用の装置の開発は技術的に難しく、今のところ有効な装置はないと考えています。

3. 排出基準を満たしていない車はどうなりますか？

排出基準に適合していない車は平成14年10月1日以降、対策地域内で登録できません。

すでに使用している車（使用過程車）については、その車種及び初度登録日（新車として登録された日）に応じて定められる猶予期間を超えると車検に通らな

車両総重量		ディーゼル車			
		窒素酸化物等排出基準 〔測定モード〕	排出ガス規制区分（型式の識別記号）	適否	
トラック	1.7t以下	NOx：0.48(0.25)g/km PM：0.055(0.026)g/km 〔10・15〕	平成14年規制適合車（KP -、HW -） 平成9年規制適合車（KE -、HA -） 平成5年規制適合車（KA -） 昭和63年規制適合車（S -） 昭和58年規制適合車（P -） 昭和57年規制適合車（N -） 昭和54年規制適合車（K -） 昭和52年度規制以前（記号なし）	× × × × × × × ×	
	1.7t超 2.5t以下	NOx：0.63(0.40)g/km PM：0.06(0.03)g/km 〔10・15〕	平成15年規制適合車（KQ -、HX -） 平成10年規制適合車（KJ -、HE -） 平成9年規制適合車（KF -、HB -） 平成5年規制適合車（KB -） 昭和63年規制適合車（S -） 昭和58年規制適合車（P -） 昭和57年規制適合車（N -） 昭和54年規制適合車（K -） 昭和52年度規制以前（記号なし）	× × × × × × × × ×	
	ク ・ バ ス	2.5t超 3.5t以下	NOx：5.9(4.50)g/kWh PM：0.175(0.09)g/kWh 〔D13〕	平成15年規制適合車（KR -、HY -） 平成9年規制適合車（KG -、HC -） 平成6年規制適合車（KC -） 昭和63年規制適合車（S -） 昭和58年規制適合車（P -） 昭和57年規制適合車（N -） 昭和54年規制適合車（K -） 昭和52年度規制以前（記号なし）	× × × × × × × ×
		3.5t超	NOx：5.9(4.50)g/kWh PM：0.49(0.25)g/kWh 〔D13〕	平成16年規制適合車（KS -、HZ -） 平成15年規制適合車（KR -、HY -） 平成11年規制適合車（KL -、HM -） 平成10年規制適合車（KK -、HF -） 平成6年規制適合車（KC -） 平成2年規制適合車（W -） 平成元年規制適合車（U -） 昭和58年規制適合車（P -） 昭和57年規制適合車（N -） 昭和54年規制適合車（K -）	× × × × × × × × ×
乗用車	NOx：0.48(0.25)g/km PM：車両重量1265kg以下 0.055(0.026)g/km 車両重量1265kg超 0.055(0.028)g/km 〔10・15〕	平成14年規制適合車（KM -、KN -、HT -、HU -） 平成10年規制適合車（KH -、HD -） 平成9年規制適合車（KE -、HA -） 平成6年規制適合車（KD -） 平成4年規制適合車（Y -） 平成2年規制適合車（X -） 昭和61、62年規制適合車（Q -） 昭和57年規制適合車（N -） 昭和54年規制適合車（K -） 昭和52年度規制以前（記号無し）	× × × × × × × × × ×		

くなります。

具体的には排出基準を満たしている車は次の通りです。

(注)トラック・バス等についてはガソリン車・LPG車でも、排出基準に適合しない場合がありますのでご注意ください。

ガソリン・LPG車		
窒素酸化物等排出基準 〔測定モード〕	排出ガス規制区分(型式の識別記号)	適否
NOx : 0.48(0.25)g/km 〔10・15〕	平成12年規制適合車(GJ-、HP-) 10年7代「リク」規制適合車(GG-、HL-) 昭和63年規制適合車(R-) 昭和56年規制適合車(L-) 昭和54年規制適合車(J-) 昭和50年規制適合車(H-) 昭和48年規制適合車(記号なし)	× × × ×
NOx : 0.63(0.40)g/km 〔10・15〕	平成13年規制適合車(GK-、HQ-) 平成10年規制適合車(GC-、HG-) 平成6年規制適合車(GA-) 平成元年規制適合車(T-) 昭和56年規制適合車(L-) 昭和54年規制適合車(J-) 昭和50年規制適合車(H-) 昭和48年規制適合車(記号なし)	× × × × ×
NOx : 5.9(4.50)g/kWh 〔G13〕	平成13年規制適合車(GK-、HQ-) 平成10年規制適合車(GE-、HJ-) 平成7年規制適合車(GB-) 平成4年規制適合車(Z-) 平成元年規制適合車(T-) 昭和57年規制適合車(M-) 昭和54年規制適合車(J-) 昭和52年規制適合車(記号なし)	× × × × ×
NOx : 5.9(4.50)g/kWh 〔G13〕	平成13年規制適合車(GL-、HR-) 平成10年規制適合車(GE-、HJ-) 平成7年規制適合車(GB-) 平成4年規制適合車(Z-) 平成元年規制適合車(T-) 昭和57年規制適合車(M-) 昭和54年規制適合車(J-) 昭和52年規制適合車(記号なし)	× × × × ×

(注)1 「 」は適、「×」は否を示す。ただし、「×」となっている自動車であっても、型式によってはNOx及びPMの排出量が特に少なく基準に適合となるものもある。

(注)2 窒素酸化物等排出基準欄の()内の数値は、平均排出ガス基準値を示す。また、10・15は10・15モード、D13はディーゼル自動車13モード、G13はガソリン自動車13モードを示す。

4. 排出基準を満たしていない車は、いつまで使えますか？

基準を満たしていない使用過程車については、初度登録日（新車として登録された日）から起算して車種ごとに次のような猶予期間が設けられています。

例えば、排出基準非適合の普通貨物自動車については、平成元年6月1日に初度登録されたものの使用可能最終日は、平成15年9月30日以降の車検証の有効期間が切れる日、平成9年6月1日に初度登録されたものの使用可能最終日は、平成

排出基準に適合しない使用過程車の使用可能最終日の一覧表

特定自動車の種別	特定自動車の種別
普通トラック	平成元年9月30日以前 平成元年10月1日～平成5年9月30日 平成5年10月1日～平成8年9月30日 平成8年10月1日～平成14年9月30日
小型トラック	平成2年9月30日以前 平成2年10月1日～平成6年9月30日 平成6年10月1日～平成9年9月30日 平成9年10月1日～平成14年9月30日
大型バス （定員30人以上）	昭和61年9月30日以前 昭和61年10月1日～平成2年9月30日 平成2年10月1日～平成5年9月30日 平成5年10月1日～平成14年9月30日
マイクロバス （定員11人以上30人未満）	昭和63年9月30日以前 昭和63年10月1日～平成4年9月30日
特種自動車 （車検期間が1年のもの）	平成4年10月1日～平成7年9月30日 平成7年10月1日～平成14年9月30日
特種自動車 （車検期間が2年のもの）	昭和63年9月30日以前 昭和63年10月1日～平成4年9月30日 平成4年10月1日～平成7年9月30日 平成7年10月1日～平成14年9月30日
ディーゼル乗用車 （車検期間が1年のもの）	平成元年9月30日以前 平成元年10月1日～平成5年9月30日 平成5年10月1日～平成8年9月30日 平成8年10月1日～平成14年9月30日
ディーゼル乗用車 （車検期間が2年のもの）	平成7年9月30日以前 平成7年10月1日～平成14年9月30日

() 平成14年9月30日現在において、検査証の有効期間の残余期間が1年を超える自動車にあっては、

18年5月31日以降の車検証の有効期間が切れる日となります。

使用過程車については、ユーザーに周知するため平成14年8月1日以降車検の際に車検証の備考欄に排出基準への適否、使用可能最終日などを打ち出しています。

使用可能最終日
平成15年9月30日以降の検査証の有効期間満了日 平成16年9月30日以降の検査証の有効期間満了日 平成17年9月30日以降の検査証の有効期間満了日 初度登録日から起算して9年間の末日に当たる日以降の検査証の有効期間満了日
平成15年9月30日以降の検査証の有効期間満了日 平成16年9月30日以降の検査証の有効期間満了日 平成17年9月30日以降の検査証の有効期間満了日 初度登録日から起算して8年間の末日に当たる日以降の検査証の有効期間満了日
平成15年9月30日以降の検査証の有効期間満了日 平成16年9月30日以降の検査証の有効期間満了日 平成17年9月30日以降の検査証の有効期間満了日 初度登録日から起算して12年間の末日に当たる日以降の検査証の有効期間満了日
平成15年9月30日以降の検査証の有効期間満了日 平成16年9月30日以降の検査証の有効期間満了日 平成17年9月30日以降の検査証の有効期間満了日 初度登録日から起算して10年間の末日に当たる日以降の検査証の有効期間満了日
平成15年9月30日以降の検査証の有効期間満了日 平成16年9月30日以降の自動車検査証の有効期間満了日 平成17年9月30日以降の検査証の有効期間満了日 初度登録日から起算して10年間の末日に当たる日以降の検査証の有効期間満了日
平成15年9月30日以降の検査証の有効期間満了日 平成16年9月30日以降の自動車検査証の有効期間満了日 平成17年9月30日以降の検査証の有効期間満了日 初度登録日から起算して9年間の末日に当たる日以降の検査証の有効期間満了日
平成16年9月30日以降の自動車検査証の有効期間満了日 初度登録日から起算して9年間の末日に当たる日以降の検査証の有効期間満了日

「平成15年9月30日」を「平成16年9月30日」と読み替える。

5. 「中古車」「対策地域内での転居又は転売」「対策地域外から対策地域内への転居又は転売」などの場合はどうなるのでしょうか？

中古車についてもこの車種規制は適用されます。この場合、猶予期間はその車の初度登録日から起算されることとなります。対策地域内で転居又は転売した場合も同様です。

平成14年10月1日以降に対策地域外で新車として登録された排出基準非適合車については、対策地域内に転居又は転売することはできません。すでに使用している車については、他の場合と同じように猶予期間が設けられています。

6. 車検証のどこを見れば良いのでしょうか？

あなたの車検証を見て、調べてみましょう。

使用の本拠の位置
ナンバープレートの分類番号

型式の識別記号

初年度登録年月 車種

燃料の種類（軽油：ディーゼル車、ガソリン：ガソリン車、LPG：LPG車）

車両総重量

00098
平成 9 年 10 月 13 日 関東運輸局 東京陸連支局長

自動車検査証

群馬	4 6	平成 4 年 10 月 12 日	平成 4 年 10 月	小型貨物	自家用	バン					
トヨタ			T-RZH112	3 [6]	1000 [850]		1550	2715 [2730]			
RZH112-0021449			1RZ	469	169	191	1.99	ガソリン	06207	125	890
板橋太郎											
東京都板橋区											

***											660

（使用者・所有者の住所と同一の場合にはと記載される。異なる場合は住所が記載される。）

平成 10 年 10 月 17 日

「平成14年8月1日以降、この欄に排出基準への適否、使用可能最終日などが打ち出されます。」

7. 買い換えの際の優遇措置はありますか？

車種規制による車の買い換えをする方には一定の条件のもとで税の軽減措置や低利融資制度が用意されています。

自動車NOx・PM法関連税制及び融資制度の概要

1. 税制措置

(1) 自動車NOx・PM法に基づく対策地域内

(平成14年3月2日(予定)～平成21年3月31日)

自動車NOx・PM法に基づく排出基準に適合しないトラック・バスを廃車して、新たに排出基準に適合し、かつ、最新の自動車排出ガス基準に適合したトラック・バスに買い換えた場合、自動車取得税の税率を以下のとおり軽減。

平成14年3月2日～平成15年3月31日 2.3%軽減
(予定)

平成15年4月1日～平成17年3月31日 1.9%軽減

平成17年4月1日～平成19年3月31日 1.5%軽減

平成19年4月1日～平成21年3月31日 1.2%軽減

(2) (1)を除く対策地域外

(平成13年4月1日～平成15年3月31日)

排出基準に適合しないディーゼルトラック・バスを廃車して、新たに排出基準に適合し、かつ、最新の自動車排出ガス基準に適合したトラック・バスに買い換えた場合、自動車取得税の税率を0.5%軽減。

2. 融資制度

事業者の方が、対策地域内又は対策地域外に使用の本拠を有し、排出基準に適合しない自動車を基準適合車に一定の条件のもとで買い換える場合について、日本政策投資銀行・中小企業金融公庫・国民生活金融公庫からの融資制度があります。

融資機関	貸付限度額	金利(平成14年2月)	
		地域内	地域外
日本政策投資銀行	買い換え資金の40%	1.70%	2.00%
中小企業金融公庫	1貸付先あたり7.2億円(4億円)	1.4～1.65%	1.9～2.15%
国民生活金融公庫	1貸付先あたり72百万円	1.4～1.65%	1.9～2.15%

4億円を超える部分については、通常金利を適用。

自動車NOx・PM法関係融資制度（基準適合車への買換え制度）照会先

関係機関	電話番号
日本政策投資銀行 環境エネルギー部 中小企業金融公庫 業務部特別貸付課 国民生活金融公庫 東京相談センター 名古屋相談センター 大阪相談センター	03 - 3244 - 1620 03 - 3270 - 1287 03 - 3270 - 4649 052 - 211 - 4649 06 - 6536 - 4649
埼玉県環境防災部環境推進課 千葉県環境生活部大気保全課自動車公害対策室 東京都環境局環境改善部計画課 神奈川県環境農政部大気水質課 愛知県環境部環境政策課 三重県農林水産商工部金融・経営課 大阪府環境農林水産部交通公害課 兵庫県県民生活部環境局大気課	048 - 830 - 3021 043 - 223 - 3802 03 - 5388 - 3535 045 - 210 - 4107 052 - 961 - 2111 (内線3018) 059 - 224 - 2606 06 - 6941 - 0351 (内線3898) 078 - 341 - 7711 (内線3371)

お問い合わせ先

自動車NOx・PM法の制度に関すること（個々の自動車に関することについては、下記の運輸局、陸運支局、自動車検査登録事務所までお問合せ下さい。）

環境省環境管理局自動車環境対策課 Tel：03 - 3581 - 3351(大代表)

国土交通省自動車交通局技術安全部環境課 Tel：03 - 5253 - 8111(大代表)

個々の自動車への車種規制の適用に関することはお近くの運輸局、陸運支局、自動車検査登録事務所まで

関東運輸局 Tel：045 - 211 - 7204

東京陸運支局 Tel：03 - 3458 - 9235

東京陸運支局 足立自動車検査登録事務所 Tel：03 - 3884 - 1511

東京陸運支局 練馬自動車検査登録事務所 Tel：03 - 3931 - 1178

東京陸運支局 多摩自動車検査登録事務所 Tel：042 - 523 - 2455

東京陸運支局 八王子自動車検査登録事務所 Tel：0426 - 91 - 6361

神奈川陸運支局 Tel：045 - 939 - 6804

神奈川陸運支局 川崎自動車検査登録事務所 Tel：044 - 287 - 7557

神奈川陸運支局 相模自動車検査登録事務所 Tel：0462 - 85 - 0085

神奈川陸運支局 湘南自動車検査登録事務所 Tel：0463 - 54 - 8908

埼玉陸運支局 Tel：048 - 624 - 1033

埼玉陸運支局 熊谷自動車検査登録事務所 Tel：0485 - 32 - 8121

埼玉陸運支局 春日部自動車検査登録事務所 Tel：048 - 763 - 5511

埼玉陸運支局 所沢自動車検査登録事務所 Tel：042 - 998 - 1600

千葉陸運支局 Tel：043 - 242 - 7337

千葉陸運支局 野田自動車検査登録事務所 Tel：0471 - 21 - 0111

千葉陸運支局 習志野自動車検査登録事務所 Tel：0474 - 62 - 6501

千葉陸運支局 袖ヶ浦自動車検査登録事務所 Tel：0438 - 63 - 5591

中部運輸局 Tel：052 - 952 - 8041

愛知陸運支局 Tel：052 - 351 - 5316

愛知陸運支局 小牧自動車検査登録事務所 Tel：0568 - 73 - 4131

愛知陸運支局 西三河自動車検査登録事務所 Tel：0565 - 52 - 2417

愛知陸運支局 豊橋自動車検査登録事務所 Tel：0532 - 32 - 8821

三重陸運支局 Tel：059 - 234 - 8411

四日市自動車検査場 Tel：0593 - 64 - 7388

近畿運輸局 Tel : 06 - 6943 - 9511

大阪陸運支局 Tel : 072 - 821 - 9176

大阪陸運支局 なにわ自動車検査登録事務所 Tel : 06 - 6612 - 7201

大阪陸運支局 和泉自動車検査登録事務所 Tel : 0725 - 41 - 3930

兵庫陸運支局 Tel : 078 - 453 - 1106

兵庫陸運支局 姫路自動車検査登録事務所 Tel : 0792 - 31 - 4800

環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/>



発行

環境省

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

平成14年3月



この冊子は再生紙を使用しています。

